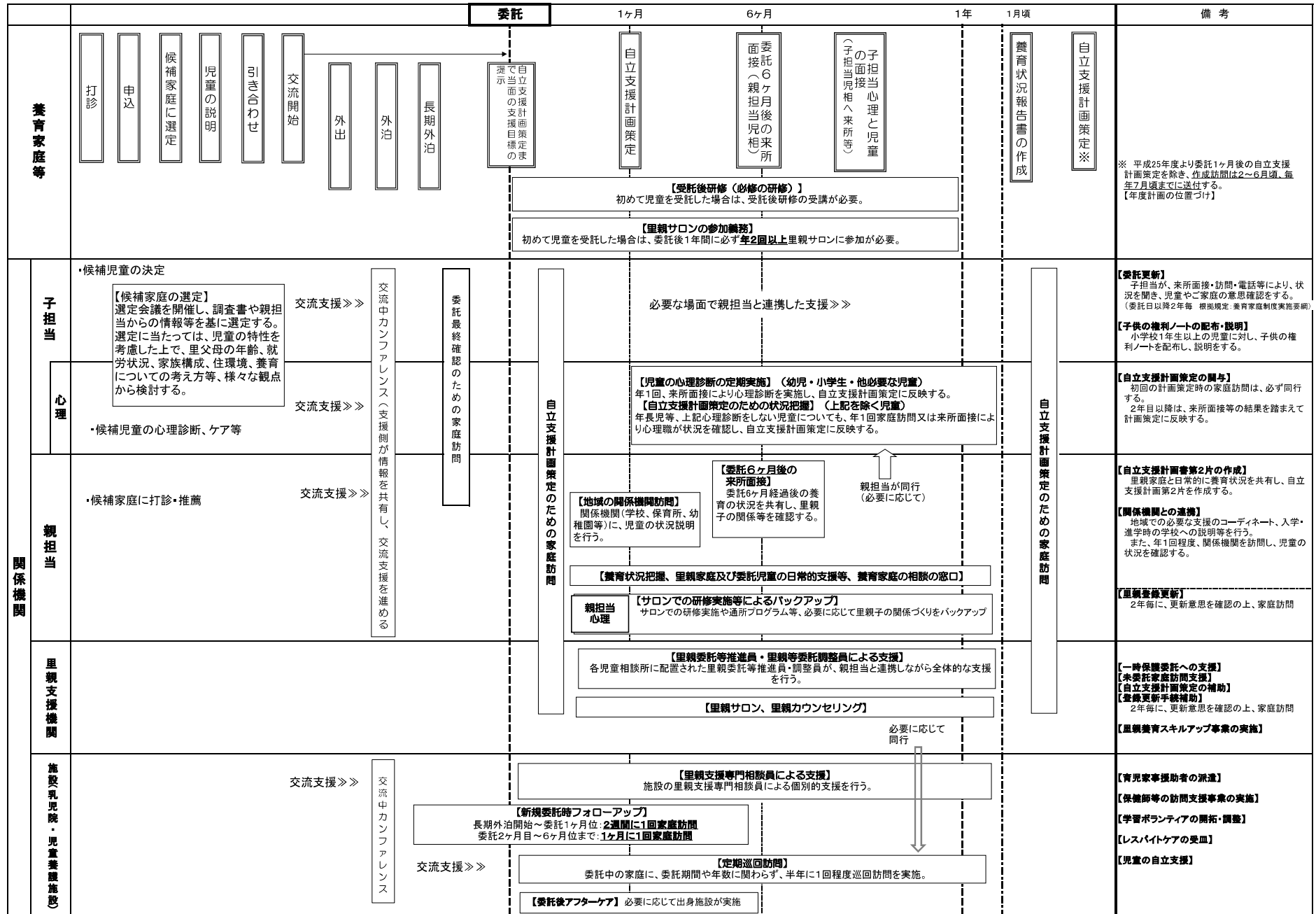


東京都児童福祉審議会 第3回専門部会
(社会的養育推進計画の策定に向けた検討)
資料集

【目次】

○養育家庭委託フロー	1
○里親登録家庭数・委託児童数の推移	2
○養育家庭委託児童の状況	3
○里親に支払われる経費	5
○里親支援機関事業の実績	6
○里親支援専門相談員の実績	7
○里親制度普及啓発推進事業	8

養育家庭委託フロー



※ 平成25年度より委託1ヶ月後の自立支援計画策定を除き、作成訪問は2～6月頃、毎年7月頃までに送付する。
【年度計画の位置づけ】

【委託更新】
子担当が、来所面接・訪問・電話等により、状況を聞き、児童やご家庭の意思確認をする。
（委託日以降2年毎 根拠規定：養育家庭制度実施要綱）

【子供の権利ノートの配布・説明】
小学校1年生以上の児童に対し、子供の権利ノートを配布し、説明をする。

【自立支援計画策定の関与】
初回の計画策定時の家庭訪問は、必ず同行する。
2年目以降は、来所面接等の結果を踏まえて計画策定に反映する。

【自立支援計画策定第2片の作成】
里親家庭と日常的に養育状況を共有し、自立支援計画第2片を作成する。

【関係機関との連携】
地域での必要な支援のコーディネート、入学・進学時の学校への説明等を行う。
また、年1回程度、関係機関を訪問し、児童の状況を確認する。

【里親委託更新】
2年毎に、更新意思を確認の上、家庭訪問

【一時保護委託への支援】
【未委託家庭訪問支援】
【自立支援計画策定の補助】
【委託更新手続き補助】
2年毎に、更新意思を確認の上、家庭訪問

【里親養育スキルアップ事業の実施】

【育児家事援助者の派遣】
【保健師等の訪問支援事業の実施】
【学習ボランティアの開拓・調整】
【レスパイトケアの受皿】
【児童の自立支援】

里親登録家庭数・委託児童数の推移(各年度末)

■ 登録家庭数

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
養育家庭	440	445	466	456	457	475	512	522	537	564
養子縁組里親	148	149	164	178	205	216	227	229	238	270
専門養育家庭	20	17	19	15	15	15	14	13	11	12
親族里親	1	1	2	3	3	4	3	5	7	6
計	609	612	651	652	680	710	756	769	793	852

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
ファミリーホーム (うち法人型)	9	10	13 (1)	14 (2)	14 (2)	16 (3)	18 (4)	18 (4)	19 (5)	25 (9)

■ 委託児童数

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
養育家庭	343	365	350	352	338	347	360	368	400	417
養子縁組里親	33	28	24	17	26	16	31	40	43	31
専門養育家庭	0	1	1	2	4	4	4	5	6	6
親族里親	1	1	3	3	3	5	3	6	10	9
計	377	395	378	374	371	372	398	419	459	463

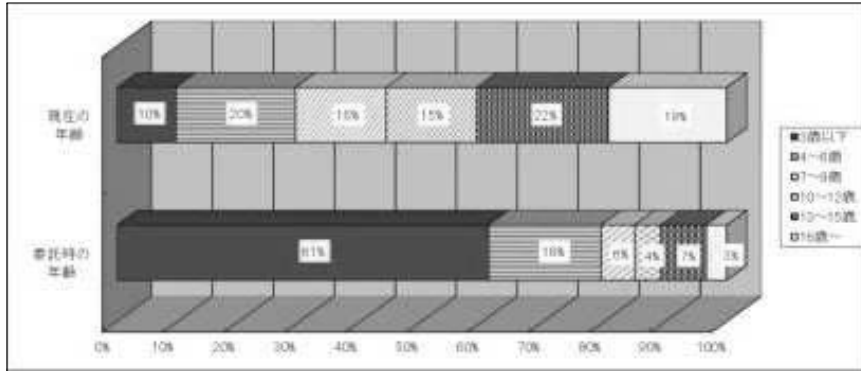
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
ファミリーホーム	45	47	55	71	66	73	82	83	81	107

養育家庭委託児童の状況 ①

1 平成30年度末に委託中の児童（417名の状況）

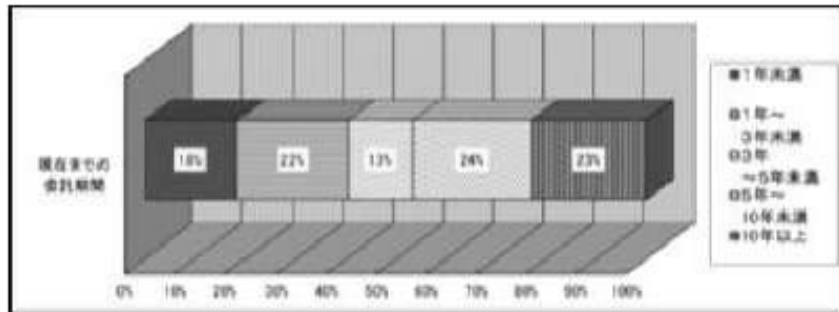
【30年度末時点と委託開始時点の年齢別児童割合】

- 30年度末時点で、中高生が約4割。
- 委託開始時の年齢は3歳以下が6割を占めるが、中学生以上も1割以上。



【委託期間別児童割合】

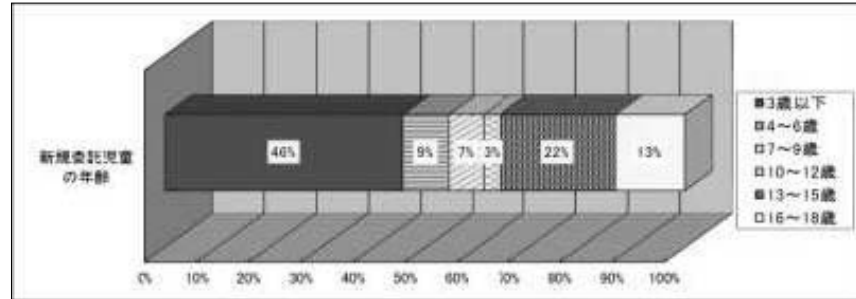
- 5年未満が半数以上。1年未満も2割弱。一方で10年以上の長期も2割以上。



2 平成30年度の新規委託児童（90名）の状況

【新規委託時の年齢別児童割合】

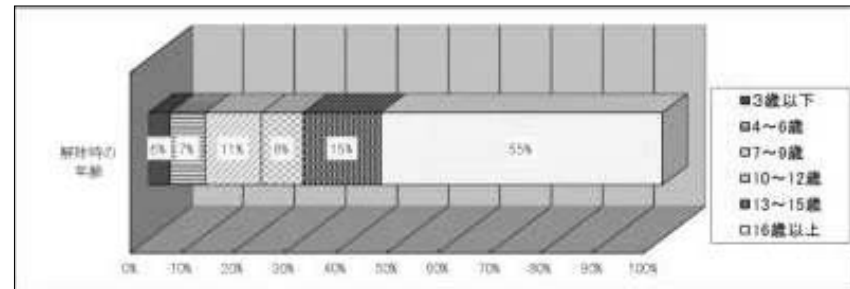
- 3歳以下が5割近い。一方で中学生以上が3割以上。



3 平成30年度の解除児童（73名）の状況

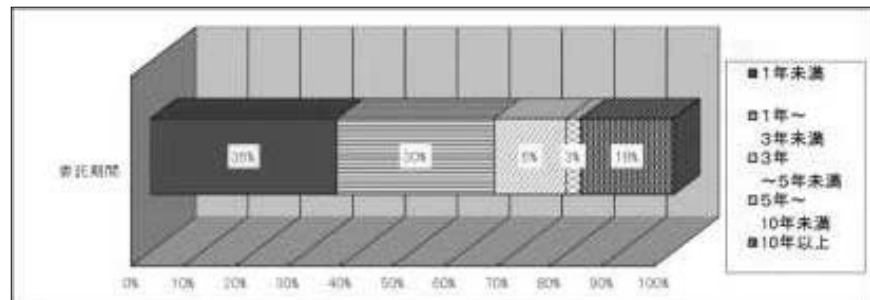
【解除時の年齢別児童割合】

- 16歳以上が半数以上。



【解除時の委託期間別児童割合】

- 1年未満が4割弱。3年未満が6割以上。



養育家庭委託児童の状況 ②

4 乳幼児の委託児童数

(1) 養育家庭委託

(単位：人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
新規委託児童	67	78	77	82	90
0歳(1か月未満)	0	0	0	0	0
0歳(1か月以上)	1	1	3	0	3
1歳以上2歳未満	3	4	4	7	7
2歳以上7歳未満	26	28	36	34	30
0-6歳計	30	33	43	41	40

(2) 養子縁組里親委託

(単位：人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
新規委託児童	13	31	39	36	24
0歳(1か月未満)	0	0	0	2	0
0歳(1か月以上)	0	5	9	14	10
1歳以上2歳未満	6	16	26	11	3
2歳以上7歳未満	7	10	4	9	11
0-6歳計	13	31	39	36	24

(3) 合計

(単位：人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
新規委託児童	67	78	77	82	90
0歳(1か月未満)	0	0	0	2	0
0歳(1か月以上)	1	6	12	14	13
1歳以上2歳未満	9	20	30	18	10
2歳以上7歳未満	33	38	40	43	41
0-6歳計	43	64	82	77	64

5 養育家庭の委託・解除・登録

内訳		年度													
		18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
委託・解除状況	里親	新規委託里親	58	72	42	43	50	44	40	42	42	56	54	56	58
		解除里親	58	53	49	47	40	40	45	47	35	37	51	31	36
		年度末委託数	250	269	262	258	268	272	267	262	269	288	291	316	338
児童	児童	新規委託児童	101	122	74	75	88	68	60	50	67	78	77	82	90
		解除児童	93	97	82	106	66	83	58	64	58	65	69	50	73
		年度末委託数	357	382	374	343	365	350	352	338	347	360	368	400	417
登録状況	里親	新規登録里親数	57	53	45	42	51	56	27	40	43	68	59	59	61
		里親取消数	34	33	40	36	46	35	35	39	25	31	49	44	34
		年度末里親登録数	409	429	434	440	445	466	456	457	475	512	522	537	564

6 養育家庭の委託解除理由

内訳		年度											
		18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
養子縁組		4	3	3		2	1	1	1				
満年齢(18歳)		12 (2)	16 (4)	17 (5)	18	12	14	15	9	11	16	14	22
就職			2	2	1		2	1	4	2		1	
その他		43 (2)	46 (9)	38 (5)	47	25	37	19	26	20	13	21	8
措置変更		34 (3)	30 (1)	22 (1)	41 (39)	26	29	22	24	25	36	33	20
計		93 (7)	97 (14)	82 (11)	107 (39)	65	83	58	64	58	65	69	50

里親に支払われる経費

1 養育にかかる経費(月額)

内容	モデル1 小学3年生の児童	モデル2 中学1年生の児童	モデル3 公立高校3年生の 児童
里親手当	86,000円	86,000円	86,000円
一般生活費	57,720円	57,720円	57,720円
学校教育費	3,520円	6,700円	—
生活指導訓練費	1,400円	2,700円	5,400円
学習指導費加算	8,090円	8,090円	—
特別育成費	—	—	22,910円
特別育成費(補習費)	—	—	15,000円
合計	156,730円	161,210円	187,030円

※里親手当の二人目以降は55,000円。

※専門養育家庭は里親手当(一人目)が137,000円、(二人目以降)が94,000円。

※親族里親及び養子縁組里親は、里親手当が支払われない。

※特別育成費(補習費)は、予備校等に通う場合、定額で支弁。

※医療費は全額東京都が負担(差額ベッド代などの保険外負担を除く)。

※その他、学校給食費(小学生・中学生)、教科書教材費(小学生・中学生)、交通費(小学生・中学生)、学習塾費(中学生)、部活動費(中学生)等の実費については、家庭からの請求により支払われる。

※養子縁組里親は委託期間中のみ経費が支払われる。(特別養子縁組の審判確定の翌日に委託解除となり、経費も支払われなくなる。)

2 交流にかかる経費

委託候補児童と交流を行った養育家庭に対して、交流中に係る経費の支弁として定額を補助(養子縁組里親は対象外)。

【宿泊を伴わない交流】 1,000円

【宿泊を伴う交流】 2,300円

※いずれも一日、一家庭あたり。

3 アフターケアにかかる経費

元委託児童の生活援助、就学相談、就労援助を行った場合に、養育家庭に対し定額を補助。

(就職の場合)

生活費、職場の人間関係に対するアドバイス、離職した場合のハローワークへの同行など

(進学の場合)

奨学金の相談・手続き、卒業後の就職に向けたアドバイスなど

【1か月あたり】 6,000円

※月2回以上の援助を対象とする。

※補助対象は委託解除後3年間。

里親支援機関事業事業実績（平成28年度～平成30年度）

事業内容		平成28年度	平成29年度	平成30年度		
規模		全児童相談所 (11箇所)	全児童相談所 (11箇所)	全児童相談所 (11箇所)		
里親委託等推進委員会の運営	児相職員のほか、里親や施設の代表、学識経験者等で構成される委員会を設置	26回	26回	26回		
里親新規開拓・広報	広報物を作成するなどして里親の新規開拓と制度の普及啓発を図る	広報物の作成、各地域イベント、体験発表会、大学訪問等	広報物の作成、各地域イベント、体験発表会、大学訪問等	広報物の作成、各地域イベント、体験発表会、大学訪問等		
養育体験の企画・運営	養育経験のない未委託家庭に対し、施設に入所している子供との交流の機会を設ける。(乳児院やファミリーホーム、障害児通所施設等で実施)	48回開催 99名参加	48回開催 71名参加	41回開催 77名参加		
里親家庭への訪問支援	新規委託児フォローアップ	新規委託の際の交流時(長期外泊開始)から委託後6か月間を目安に重点的に家庭訪問を実施	養育家庭…327回 養子縁組…278回 親族里親…3回	養育家庭…389回 養子縁組…292回 親族里親…3回 専門養育…8回	児童養護施設・乳児院に配置される里親支援専門相談員の業務へ(H30より)	
	定期巡回訪問	委託中の家庭について、委託期間や年数に関わらず、半年に1回の巡回訪問を実施	養育家庭…516回 養子縁組…16回 親族里親…4回 専門養育…7回	養育家庭…523回 養子縁組…19回 親族里親…4回 専門養育…6回		
	里親カウンセリング	委託中の里親の求めに応じ、里親のカウンセリングを実施	養育家庭…6回 養子縁組…5回	養育家庭…24回 養子縁組…6回		養育家庭…28回 養子縁組…2回
	未委託家庭定期巡回訪問	未委託家庭について、1年に1回の巡回訪問を実施		【30新規事業】		55回
里親による相互交流	養育家庭の交流会等の運営	里親が集い、情報交換や養育技術の向上を図る交流会の企画運営	52回	46回	44回	
	養子縁組等の交流会等の運営	養子縁組里親(成立後含む)が集い、情報交換等ができる交流会の企画運営	40回	37回	33回	
育児家事援助者派遣	委託中の里親の求めに応じ、育児家事援助者を派遣	359件 (利用件数)				
ボランティア開拓・調整等	学習ボランティア制度を周知し、ボランティアの募集・登録を行い、里親の求めに応じて派遣	69名登録 628件 (派遣回数)	46名登録 450件 (派遣回数)	児童養護施設・乳児院に配置される里親支援専門相談員の業務へ(H30より)		
保健師等による訪問支援事業	乳幼児等支援を必要とする児童を受託した養育家庭宅へ、保健師等を派遣	2件(派遣回数)	2件(派遣回数)			
里親トレーニング事業	未委託の養育家庭に対して、委託後に直面する様々な事例に対応できるよう、個々の課題に応じたトレーニングを実施	9家庭	20家庭	18家庭		
里親開拓コーディネーター事業	児童福祉に関心の高い層への働きかけや、関係機関と連携した広域的広報・共同広報事業を企画・実施。	教育機関への制度説明、出前講座、女性向けフリーマガジンでの記事掲載、民間機関での啓発セミナー等	教育機関への制度説明、出前講座、女性向けフリーマガジンでの記事掲載、民間機関での啓発セミナー等	教育機関への制度説明、出前講座、女性向けフリーマガジンでの記事掲載、民間機関での啓発セミナー等		
フォローアップ研修事業	養育家庭の養育力向上に資する具体的・実践的な研修を実施		【30新規事業】	226人(延べ人数)		

平成30年度 里親支援専門相談員 実績報告

- ◆ 里親支援専門相談員配置数 児童養護施設(民間児童養護施設50施設のうち30施設)
乳児院(10施設のうち10施設)

◆ 施設の入所児童の里親委託状況(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

単位:人、%

配置施設	項目	児童数							項目	割合						
		乳児	幼児	小学生	中学生	高校生	その他	計		乳児	幼児	小学生	中学生	高校生	その他	計
児童養護施設 (30施設)	入所児童数	1	316	585	340	393	55	1,690	入所児童に対する里親候補児の割合	0.0%	10.4%	3.3%	1.1%	0.5%	0.0%	3.3%
	里親委託候補児	0	30	21	3	2	0	56	入所児童に対する里親委託児の割合	0.0%	2.1%	0.7%	0.9%	0.3%	0.0%	0.8%
	里親委託児童数	0	6	4	3	1	0	14	里親委託候補児に対する里親委託児の割合		20.0%	20.0%	75.0%	50.0%		25.0%
	うち養育家庭委託数	0	4	4	3	1	0	12	里親委託児に対する養育家庭委託の割合		66.7%	100.0%	100.0%	100.0%		85.7%
	うち特別養子縁組数	0	2	0	0	0	0	2	里親委託児に対する特別養子縁組の割合		33.3%	0.0%	0.0%	0.0%		14.3%
乳児院 (10施設)	入所児童数	304	396	2				702	入所児童に対する里親候補児の割合	12.8%	13.6%	0.0%				13.3%
	里親委託候補児	39	54					93	入所児童に対する里親委託児の割合	4.6%	8.1%	0.0%				6.6%
	里親委託児童数	14	32					46	里親委託候補児に対する里親委託児の割合	35.9%	59.3%					49.5%
	うち養育家庭委託数	2	22					24	里親委託児に対する養育家庭委託の割合	14.3%	68.8%					52.2%
	うち特別養子縁組数	12	10					22	里親委託児に対する特別養子縁組の割合	85.7%	31.3%					47.8%

◆ 里親支援専門相談員の活動状況(一部抜粋)

活動内容	実施施設数 (児童養護)	実施施設数 (乳児院)	備考
(1) 所属施設の入所児童の委託の促進			
① 里親への措置変更が考えられる児童のリストアップを行う。	29	10	
② ①の児童について、里親委託候補児として推進できるよう児童相談所への働きかけを行う。	24	10	
(2) 里親への措置変更児童のアフターケア			
① 親担当児童相談所と連携しながら、長期外泊から委託後概ね6か月まで、必要に応じて家庭訪問を実施し、里親との面談を行う。	13	10	実施回数 1施設1回～16回
② 親担当児童相談所と連携しながら、長期外泊から委託後概ね6か月まで、必要に応じて家庭訪問を実施し、委託児童との面談を行う。	12	10	実施回数 1施設1回～16回
(3) 地域の里親・ファミリーホーム支援			
① 親担当児童相談所と連携しながら長期外泊から委託後概ね6か月まで、新規委託時のフォローアップ訪問を行う。	26	10	実施回数 1施設1回～55回
② 親担当児童相談所と連携しながら6か月に1回以上定期巡回訪問を行う。	28	10	実施回数 1施設2回～52回
③ 児童相談所が主催するサロンへ出席し、里親支援専門相談員への理解を深める。	30	10	
④ 施設職員及び施設児童が参加する「施設行事」へ地域の里親を招待する。	22	3	
(4) 児童相談所との情報交換			
① 個別ケース検討会議へ参加する(里親は参加しない。)	11	8	
② 個別ケース検討会議へ参加する(里親も参加する。)	15	9	
(5) 普及・啓発活動及び里親開拓			
① 新規里親の開拓のための取り組みを行う。	29	10	・地域のお祭り、駅前で啓発活動 ・施設の近隣で交流のある保育園や幼稚園、地域センターにチラシを設置。 ・チラシ持参時に職員への説明。 ・学校との懇談会や施設行事、地域行事、就職フェアなどの機会に、パンフレットを配布
② 地域、他施設等に対して、里親委託推進のための取り組みを行う。	21	7	・地域住民向けの施設行事の際にリーフレット設置 ・地域の会議や民生委員の見学時やボランティア団体との話し合い時に説明

里親制度普及啓発推進事業

①里親制度 広報・普及啓発

1 目的

里親の認知度を向上させ、登録家庭数の拡大及び制度理解の促進を図る。

2 事業内容

- 民間のノウハウ等を取り入れ、より一層積極的・効率的な広報を実施する。
- これまで実施していない広報手段（インターネットやSNSを活用した動画配信等）を企画提案方式により民間事業者に委託して実施

3 事業効果

- 里親の新規申込者の平均年齢である40歳代を主な訴求対象とする広報を行うことで、里親の登録数の拡大を図ることができる。
- 多くの人の目に止まる広報を実施し、社会全体に里親制度を周知させることにより、地域で里親、里子が暮らしやすくなることにつながる。
- 「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」制定の広報とも連携して普及啓発を行う予定であり、里親が虐待等により実親の元で暮らすことのできない社会的養護の子供のための制度であることの理解を促すことが可能になる。

②里親インターンシップ事業

1 目的

未委託家庭の不安や疑問を解消し、委託の促進を図る。また、里親希望者に制度理解を促し新規登録に繋げる。

2 事業内容

- 新規登録里親や未委託の里親が、経験豊富な先輩里親宅で実際の受託後の養育に接しながらアドバイスを受ける。これにより、家庭での養育のイメージを獲得し不安の解消を図る。
- 実際に児童が措置されている里親宅で家庭内の養育に関わることにより、家庭内での児童の様子、関わりや養育の具体的な手法を学ぶことが可能。
- 当事者であり、同じ立場の経験者であるからこそできる支援。

3 事業効果

- 未委託家庭が実践により具体的な養育イメージを持つことで養育力の向上につながり、委託が促進される。
- 児童の家庭内での実態を予め知ることで、委託後に感じるギャップや交流不調のケースが減り安定した交流が望める。